

令和元年第4回定例会議

# 教育委員会会議録

令和元年 5月23日

羽島郡二町教育委員会

## 令和元年第4回羽島郡二町教育委員会定例会会議録

○日 時 令和元年5月23日(木) 9:00から10:15まで

○場 所 岐南町役場 2階 2-1会議室

### ○報 告

- 承認第2号 岐南町スポーツ推進委員の委嘱について
- 承認第3号 笠松町立笠松小学校学校運営協議会委員の委嘱について
- 承認第4号 羽島郡二町教育支援委員及び教育支援専門委員の委嘱について
- 承認第5号 岐南町立北小学校学校運営協議会委員の委嘱について
- 承認第6号 笠松町スポーツ推進委員の委嘱について
- 承認第7号 岐南町立東小学校学校運営協議会委員の委嘱について
- 承認第8号 笠松町立下羽栗小学校学校運営協議会委員の委嘱について

### ○議 題

- 第8号議案 岐南町総合調理センター運営委員会委員の委嘱について
- 第9号議案 羽島郡町立小・中学校管理規則の一部改正について
- 第10号議案 笠松町立笠松中学校学校運営協議会委員の委嘱について
- 第11号議案 笠松町立松枝小学校学校運営協議会委員の委嘱について
- 第12号議案 笠松町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について
- 第13号議案 羽島郡二町教育委員会点検評価委員の委嘱について
- 第14号議案 岐南町立岐南中学校学校運営協議会委員の委嘱について
- 第15号議案 岐南町公民館運営規則の一部改正について
- 第16号議案 岐南町立小・中学校体育施設の開放に関する規則の一部改正について
- 第17号議案 岐南町・笠松町教育大綱の改正案について
- 第18号議案 教職員の働き方改革について
- 第19号議案 キッズウィークの運用について

### ○協議題

- 協議題(1) 羽島郡二町「立志塾」実行委員会実施要項等の承認について
- 協議題(2) 次回(第5回)教育委員会定例会の開催について

### ○出席者

教育長	宮 脇 恭 顯
教育委員(教育長職務代理者)	久 納 万里子
教育委員	岩 井 弘 榮
教育委員	杉 江 正 博
教育委員	林 潤 美

○説明のために出席した者

総務課長 (管理監)	井 上 哲 也
学校教育課長	青 木 孝 憲
社会教育課長	野 田 新 司

1 本日の書記

総務課長 (管理監) 井 上 哲 也

---

【午前9時00分 開会】

△開 会

◎教育長 おはようございます。今回の岐南中の教頭の不幸事につきましては、委員の皆様にはご迷惑、ご心配をおかけしまして申し訳ございません。

それでは、会期の決定について令和元年5月23日(木)午前9時00分から岐南町役場 2-1会議室で令和元年第4回羽島郡二町教育委員会定例会の開会を宣言した。

議事日程により会期は本日1日とする旨を会議に諮ったところ、異議なしと認め、会期は1日限りに決定した。

前回の会議録の承認について、事務局より報告をお願いいたします。

◎総務課長 前回の会議録を説明報告する。

議 題 第7号議案 平成31年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置について

議案書に基づき、以上の議案が承認された。

協議題(1)平成31年度羽島郡二町教育委員会の管理職等の配置について

協議題(2)平成31年度羽島郡二町教育委員会の事務局の異動について

協議題(3)次回(第4回)教育委員会定例会の開催(案)について

以上が、平成31年第3回教育委員会定例会の報告でございます。

◎教育長 何かご意見等ありますか。

◎各委員 【意見なし】

◎教育長 それでは、前回の会議録の承認は、原案のとおり承認することといたします。

◎教育長 次に、教育長の報告について資料1を用いて説明する。

はじめに

この2か月の間にいろいろな事があったという印象である。

例えば、就学援助、本当は平成30年度に支給しなければならないのに、申請はされるけど手続きをされない。関係書類の提出を1年間繰り返して請求しても提出されない。結果的に支払っていないという状況で、ご家庭でも難しい事情が

あるみたいです。申請書の提出がないのに前年度支給されていることを理由に怒られることもある。期限遅れの申請であるが、なぜ4月からもらえないかという話もある。このことに補佐がかかりつきりになっている。

所得申告をしなければいけないが、無申告に対して所得ゼロとすることはできる。しかし、その情報は他部署から貰わなければならない、難しいことがある。

いじめについて、いじめられているので学校に行かないという中学生も多い。保護者の方からも、いじめはやってはいけない、法律にも記載があるということを書いてほしい。いじめられている子に申し訳ない。

学級編成に伴う配当教員数の違い、加配措置をしてもらった。一人の違いで学級数が減ったり、増えたりして、先生の数が減らされることもある。県の条例で決められている。

交通事故について、今までに人身事故が3件、教員も2件。事故が起こりやすい時期、環境である。幸いにも大きな事故にはなっていない。うちの職員も事故に遭い、気をつけなければならない。

登下校の見守りの依頼について、登下校の見守りは地域がなす仕事と書いてある。学校は見守り隊の人たちに投げているという認識。ルーティンワークで仕事をしているということで、学校は改めて地域の方にお世話になっているという認識を学校、保護者は持たなければならない。

児童の親権をめぐるトラブル、子供を自分のものにしたいという親の思いがトラブルになってくる。

学校の放送がうるさいとの苦情、土日に放送を入れるなどか、岐南中学校教頭の不幸事、概略はお話させていただいたが、本人は現在、年休をとって自宅で謹慎している。今のところ中学校は、朝お邪魔しても丁寧に部活をやっている。職員を先週まで毎日派遣していたが、落ち着いて動いているとの報告を受けた。先生の頑張りが一番大きい。学校に一人教員が抜けたことに対して、学校がスクラムを組んで大変うれしく、感謝している。

虐待と思われる事案が本年に入って3件あった。すべてきちんと対応。1件は次の日に保護者から感謝の手紙が来た。ひとりで子供を育てるということで苦しみはよく分かった。思わず手が出てしまうということは、私たちも受け止めなければいけない。お母さんに×をつけるのではなく、きちんと保護者に寄り添うという対応も大事。一方で、間違いなく虐待は行われていて、事実が難しい状況であるなら、子供は親と一緒に過ごせないのも、親に寄り添う部分があるので、先生たちに事実ではない部分を伝えたりすることがある。そういう部分は、私たちは厳しい目で子どもと親を引き離すという対応を取らなければいけない。例年になかったことが随分ある。

いちばん初めに申し上げた就学援助について、学校も繰り返して自宅まで行っている状況の中で、先生の中でも思いやりの気持ちを持つことも大事であることを道徳などで何度も教えているが、先生の中にも、こういう人もいると思われてしまわないか、つまり、先生のなかで思いやりを持つことの大切さが薄れてしまっただけは大変。いかなることがあっても、思いやりの大切さを教える人である認識を持ち続けてほしいということをお校長にお願いした。

## 1 教科書について

法で定められた教科書展示会は、6月14日から14日間行います。教科数は英語が増え、教科書の量が膨大になっている。協議会をもって吟味して岐阜地区にもっともふさわしい教科書を選ぶ。中学についても同じ。

デジタル教科書が4月1日から認められ出来ている。デモ版が届いているが丁寧に作られている。

拡大表示ができたり、ルビがふってあったり、読み上げ機能がついていたり、子供たちが使うタブレット端末にダウンロードして使うことができる。その端末に書き込みをして保存し、どこまで勉強したか思い出せる。非常に高性能。

学校のそれぞれの教室のシステムが整うと、教員が端末を持って子供たちが考えていることが表示されたり、子供たちの意見の統計資料がタブレットと電子黒板に表示されると、まさに電子化の時代に入った。

教科書を使った学習というのを教科書を読んで解けるという学習をしていくことが大切。これから教科書は主体的で対話的で深い学びを掲げているが、これからの子供は何を知っているかではなく。知識をどのように使い、考え方をお互いに駆使してどう解決していくか、そういった能力を持った子供や先生が生き残る、そうでない先生はAIに仕事を取って代わられる時代になる。

教科書を見て吹き出しが多い。啓林館の5年生の分数、吹き出しが3つも作ってある。考え方、進め方が吹き出しになっている。大日本図書は先生が吹き出しになって、子供たちの考えも吹き出しになっている。

一方、今年の学力テストの問題。

(別添の「公衆電話について」という例題をもとに説明)

7ページにわたって問題がある。問題の下に資料がついている。学力テストの問題は文章を読んで関連付けて、資料を最後の文章でまとめる問題になっている。質問に対しては消去法で簡単に解決する。これだけの問題を出すのにこれだけの資料の中から子供たちが読み取って回答しなければならない。今まで以上に今年のテストはこういうことが多い。

子供たちが話し合い、最後に回答を子供たちがトータルとして見つけていくという勉強を体験として持っていないと、ひとりになってひとりでやるという訓練をどれだけしても力にならない。みんなで周辺のことを話し合って結論を見つけるという勉強をやっているということが、この問題が出たとき、こうやって気が付いた子がいたということのをベースにしながら、これが解けるだろうと。したがって、教科書を読んで自力でゴールまでたどり着ける力はどうしても付けなければいけないし、中間や期末テストではこんな問題は出さない。子供たちが自分で教科書を見ながら解いていくということであったり、みんなと議論しあいながら周辺のいろんなことまで子供が気づいたことを発表しながら、ファシリテーターをベースにして話し合いをまとめていくという訓練が必要な時期になってきたということ、この教科書を見て思った。

## 2 働き方改革と教育公務員としての自覚

今回の事件を受けて、子供たちに10連休を計画的に年間をもって準備してくださいと、その時休みを取れない人たちでも計画を前もって立て、その時には、おばあちゃんの家に行こうとか、外国のおじいちゃんを訪ねようとか、お父さん

と魚のおいしいところへ行こうとか、計画をきちんと立てていただくということを学校から繰り返して保護者をお願いしている。

一方、先生も何の計画もなし、休みも学校へ来て、何もせずに帰っていくという事は少なくなったが、先生の休みの過ごし方というの、働き方改革の一つとして意識しないと、今回の様な事件は間違いなく起きる。心に隙ができたときにやってしまう。出来れば部活をやる日以外は旅行に行ったり、休みも含めて働き方改革をする、校長には厳しくお願いした。休みの使い方が上手だった先生を褒めるということも働き方改革に対する校長のマネジメント能力であると、強くお願いした。

強引なお願いは、勤務以外でも十分課せられているということを先生方にも教えてくださいと。今回の件に関して、信頼を得るためには子供のいいところを認めるような丁寧な努力をすることである。子供たちの絆づくりに積極的にかかわってくださいと、お願いした。

◎久納委員 学力テストは何年生ですか。

◎教育長 小学6年生と中学2年生です。

◎久納委員 中学生なるとこれだけの文章を読まなければいけないので、こういった問題はいいと思う。

◎教育長 次に報告としまして、いろいろな委員の委嘱をしているが、委員会にかけてからということが出来ませんでしたので、7件について代決処分しましたので報告させていただきます。

◎総務課長 羽島郡二町教育委員会事務委任規則第2条の規定により、代決処分したので報告します。

第2条とは、教育長は教育委員会事務委任規則で定めるところにより、委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならないと定められております。

承認第2号 岐南町スポーツ推進委員の委嘱について

羽島郡スポーツ推進委員設置に関する規則第3条に、スポーツ推進委員の地区の定数を定めているものであり、岐南地区12名・笠松地区12名となっております。

委員の任期につきましては、同第4条に2年と定められております。今回は、欠員になっておりました2名の方の補充でございます。なお、任期につきましては、第4条2項に補欠の推進委員の任期は、前任者の残任期間と定めておりますので、令和2年3月31日までの1年間となります。

また、今年度第1回会議が、4月8日に開催されましたので報告いたします。

◎教育長 意見ございますか。

◎各委員 【意見なし】

◎総務課長 承認第3号 笠松町立笠松小学校学校運営協議会委員の委嘱について  
羽島郡町立小、中学校における学校運営協議会設置等に関する規則第4条に、委員は、地域住民、保護者、設置校の校長、設置校の教職員、その他教育委員会が適当と認める者、関係行政機関の職員のある者の中から、教育委員会が任命するとあります。  
任期中の役職の変更に伴い、太文字3名の方が新たになられた方で、それ以外の方は、再任の方でございます。  
任期は、令和2年3月31日まででございます。  
第1回会議が、4月11日に開催されましたので報告いたします。

◎教育長 意見ございますか。

◎各委員 【意見なし】

◎総務課長 承認第4号 羽島郡二町教育支援委員及び教育支援専門委員の委嘱について  
羽島郡二町教育支援委員会規則第3条 委員会は教育委員会の委嘱する学識経験者、医師、校長、小中学校特別支援教育に関わる教員、病児、病後児保育に関わる職員、その他関係職員等をもって組織する。  
同規則第7条に委員会に専門事項の調査研究、教育相談、啓発等を推進するため専門委員を置く。第2項に、専門委員は、各校代表1名と、委員会からの若干名で組織するとあります。  
任期は、2年の委嘱でございます。  
支援委員22名と専門委員28名の方すべて新任の方でございます。  
第1回会議が、4月25日に開催されましたので報告いたします。

◎教育長 意見ございますか。

◎各委員 【意見なし】

◎総務課長 承認第5号 岐南町立北小学校学校運営協議会委員の委嘱について  
任命につきましては、先ほど笠松小学校で説明させていただいたとおりでございます。  
任期中の役職の変更に伴い、太文字6名の方が新たになられた方で、それ以外の方は、再任の方でございます。  
任期は、令和2年3月31日まででございます。  
第1回会議が、4月26日に開催されましたので報告いたします。

◎教育長 意見ございますか。

◎各委員 【意見なし】

◎総務課長 承認第6号 笠松町スポーツ推進委員の委嘱について  
任命につきましては、先ほど岐南町で説明させていただいたとおりでございます。

今回は、欠員になっておりました2名の方の補充でございます。なお、任期につきましては、第4条2項に補欠の推進委員の任期は、前任者の残任期間と定められておりますので、令和2年3月31日までの1年間となります。

また、今年度第1回会議が、5月7日に開催されましたので報告いたします。

◎教育長 意見ございますか。

◎各委員 【意見なし】

◎総務課長 承認第7号 岐南町立東小学校学校運営協議会委員の委嘱について  
任命につきましては、先ほど笠松小学校、北小学校で説明させていただいたとおりでございます。

任期中の役職の変更に伴い、太文字3名の方が新たに選ばれた方で、それ以外の方は、再任の方でございます。

任期は、令和2年3月31日まででございます。

第1回会議が、本日5月23日に開催されますので報告いたします。

◎教育長 意見ございますか。

◎各委員 【意見なし】

◎総務課長 承認第8号 笠松町立下羽栗小学校学校運営協議会委員の委嘱について  
任命につきましては、先ほど笠松小学校、北小学校、東小学校で説明させていただいたとおりでございます。

任期満了に伴い、すべての方が新任の方でございます。

任期は今年度から2年で、令和3年3月31日まででございます。

第1回会議が、5月22日に開催されましたので報告いたします。

◎教育長 意見ございますか。

◎各委員 【意見なし】

◎教育長 議題に入らせていただきます。事務局説明をお願いします。

◎総務課長 議案第8号 岐南町総合調理センター運営委員会委員の委嘱について  
岐南町総合調理センター運営規則第8条に、運営委員会の委員は、各学校長、各学校PTA会長、校医代表、保健所代の表者、学識経験者、学校薬剤師の方となっております。



任期は1年となっております。  
委員の任期満了に伴い、11名の方を新たに委嘱するものでございます。

◎教育長 意見ございますか。

◎各委員 【意見なし】

◎総務課長 議案第9号 羽島郡町立小・中学校管理規則の一部改正について  
今回の改正理由は、秋休みの規定整備に伴うものでございます。  
修正箇所につきまして、目次の改正においては、前回の修正漏れでございます。  
第4条第2項第4号中「10月第2月曜日の2日前の日から第2月曜日の2日後の日まで」を「9月30日から10月15日までの期間において10日以内で教育委員会が定める日」に改める。

第8条第1項中「学校評議員（）」を削り、「に基づく学校運営協議会を設置する学校にあつては、」を「第4条の規定により任命された」に、「。以下この条において同じ。」を「(当該学校の教職員を除く。以下「委員」という。)及び」に、「等」を「(委員に任命された者を除く。以下この条において同じ。)」に改め、同条第3項中「学校関係者評価の結果を」の次に「委員及び」を加え、「や学校評議員等」を削る。

第12条を次のように改める。

第12条 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の羽島郡町立小・中学校管理規則の規定は、平成31年4月1日から適用する。

◎教育長 意見ございますか。

◎各委員 【意見なし】

◎総務課長 議案第10号 笠松町立笠松中学校学校運営協議会委員の委嘱について  
羽島郡町立小、中学校における学校運営協議会設置等に関する規則第4条に、委員は、地域住民、保護者、設置校の校長、設置校の教職員、その他教育委員会が適当と認める者、関係行政機関の職員のある者の中から、教育委員会が任命するとあります。

任期中の役職の変更に伴い、太文字2名の方が新たになられた方で、それ以外の方は、再任の方でございます。

任期は、令和2年3月31日まででございます。

第1回会議が、5月30日に開催されますので報告いたします。

◎教育長 意見ございますか。

◎各委員 【意見なし】

◎総務課長 議案第11号 笠松町立松枝小学校学校運営協議会委員の委嘱について  
任命につきましては、ただいま笠松中学校で説明させていただいたとおりでございます。

任期満了に伴い、すべての方が新任の方でございます。

任期は1年で、令和2年3月31日まででございます。

第1回会議が、5月30日に開催されますので報告いたします。

◎教育長 意見ございますか。

◎各委員 【意見なし】

◎総務課長 議案第12号 笠松町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について  
笠松町学校給食センター運営規則第9条に、運営委員会の委員は、各学校長、各学校PTA会長、校医代表、学校薬剤代表、岐阜保健所長、学識経験者の方となっております。

任期は1年となっております。

運営規則第9条の規定により、委員の任期満了に伴い、13名の方を新たに委嘱するものでございます。

◎教育長 意見ございますか。

◎各委員 【意見なし】

◎総務課長 議案第13号 羽島郡二町教育委員会点検評価委員の委嘱について  
羽島郡二町教育委員会点検評価実施要領第2条第2項に、点検評価を適正なものとするため、外部の学識経験者等によって構成する評価委員会の意見を聴かなければならないとあります。

また、細則第2条第2項に、評価委員会の委員は教育長が、教育学その他教育行政に関する専門知識を有する者、学校関係者、保護者、民間における企業体、団体等の関係者、その他教育長が適当と認める者の中から委嘱するとあります。

任期は、平成30年・31年度の2年間となっておりますが、今回は、任期中の役職の変更に伴い、太文字2名の方が新たに選ばれた方で、それ以外の方は、再任の方でございます。

任期につきましては、細則第2条第4項に、前任者の残任期間と定めておりますので、令和2年3月31日までの1年間となります。

◎教育長 意見ございますか。

◎各委員 【意見なし】

◎総務課長 議案第14号 岐南町立岐南中学校学校運営協議会委員の委嘱について  
任命につきましては、先ほど松枝小学校、笠松中学校で説明させていただいた  
とおりでございます。  
任期中の役職の変更に伴い、太文字3名の方が新たになられた方で、それ以外  
の方は、再任の方でございます。  
任期は、令和2年3月31日まででございます。  
第1回会議が、6月13日に開催されますので報告いたします。

◎教育長 意見ございますか。

◎各委員 【意見なし】

◎総務課長 議案第15号 岐南町公民館運営規則の一部改正について  
今回の改正理由は、システム更新による申請書類等の書式の変更でございます。  
修正箇所につきまして、別紙のとおりでございます。

◎教育長 意見ございますか。

◎各委員 【意見なし】

◎総務課長 議案第16号 岐南町立小・中学校体育施設の開放に関する規則の一部改正  
について  
今回の改正理由は、システム更新による申請書類等の書式の変更でございます。  
修正箇所につきまして、別紙のとおりでございます。

◎教育長 意見ございますか。

◎各委員 【意見なし】

◎教育長 10月から消費税が上がる。金額の改正を全部やらなければならない。

◎教育長 議案第17号 岐南町・笠松町教育大綱の改正案について  
ご承知だけでいい。羽島郡二町教育委員会における第三次教育振興基本計画を  
前回承認いただいた。これをそっくりそのまま大綱にすると。したがって、第三  
次教育基本計画の部分は取るかもしれないが、これを羽島郡二町教育大綱として  
整えるということを今日、総合教育会議で提案される。  
43ページ、第2章、大綱でありますので基本目標と具体的な施策を削除して  
提案する。

◎教育長 議案第18号 教職員の働き方改革について事務局説明をお願いします。

◎学校教育課長

働き方改革について、資料が岐南中のことがあり発出しにくい状況。  
速報値はリーフレットを作りQ&A方式で今どのような状況か伝える。  
文科省のガイドラインによると、2時間時間外勤務をやめさせなければならない。朝早く来た職員の時間も含まれる。7時15分出勤も1時間勤務とすると、放課後は1時間勤務。ということは、5時15分に帰らなければならない。不可能、困っている。1週間一人当たりの平均時間外勤務日数は、小学校13時間24分、中学校21時間20分、休日出勤した教職員の割合は、小学校29%、中学校は公務で36%、。休日一人当たりの平均在校時間は小学校で3時間14分、中学校で2時間36分。過労死ペースの週20時間を超える職員の割合は小学校で26%、中学校で64%。働き方改革については校長と協議していく。上限は1か月45時間か、年間360時間以下。生徒指導で臨時的な取り扱いがあっても、1年間で720時間、1か月で80時間、周知して働き方改革を進める。校長にはガイドラインを改定し、職員がどういう状況で、職員にどの程度の時間でないと駄目ですよという指導をするか、について配布した。夏休みの日直を置かない等、現在タイムカードで管理しているところ。職員そのものの意識改革が必要。先日それにかかわる資料を発出した。長時間勤務ではなく、休むことだけでなく、その間にいかに自分のスキルを高めるか、人間性を豊かにするという取り組みを始めたい。笠松中学校では、1年間の4つの中長期での休みに合わせて、どんな休み方にするのか計画をたてさせている。働き方改革については6月頃保護者向けにリーフレットを発出する。

◎教育長 総合教育会議で報告させていただく。

1か月45時間を上限とすることは難しい。先生たちが学校にいる在校時間をすべて対象にするという難しい話。暫定的な扱いで80時間という数字も示しているが目標を持ちたい。先生方に周知し、保護者にも理解していただく案内をしなければいけない。来月の教育委員会で提示できるのではないかな。

本年度の予算として、すべての教員のストレスチェック、面接指導、労働環境の確認、指導といったところで予算を承認してもらった。

◎教育長 議案第19号 キッズウィークの運用について事務局説明をお願いします。

◎社会教育課長

両町の社会教育主事に催し物を考える様に伝えてある。継続もあるし、新しい取り組みも考えている。素案の段階だが、(資料を基に)このように考えている。8月2日の午後、人権協議会ということで、宮川先生に子供を虐待から守るためにという演題で、子供たちのからのSOSや前しょうについて先生方にも気づいていただきたいという願いで講演会を開催させていただく。

◎教育長 協議題(1)羽島郡二町「立志塾」実行委員会実施要項等の承認について、

委員の方については変更ないということになっているが、岩井委員さんが自治会の大役や、レクレーション協会の役を引き受けていただいている。古澤委員さんも森先生にかわって笠松町の社会福祉協議会の会長に就任されるということで、新たにメンバーを探さなければいけない。内容については、本年度8日から11日でまったく休日はない。調整十分に図りながら、子供の立志塾の内容を充実させたい。少し検討して実行委員会第1回目を動かしたい。白川郷にて教育長と校長には話をした。乗鞍青少年自然の家は申し込んでない。

◎教育長 協議題(2)次回(第5回)教育委員会定例会及び学校訪問の開催について6月26日の午前としてよろしいか。

岐阜市の教育委員、教育長がいるところで、岐阜市の教育委員会に来ませんかと言われた。これらも日程調整がつけば検討する。

とりあえず、笠松中学校、東小学校を候補としてよろしいか。学校訪問をして委員会を開く。

今日、教育総合会議に提出する資料がある。年度初めに新しい学習指導要領につなぐ年という年間の指導計画を配布したが、それと、課せられている大きな課題がある。課題の1枚目と、第三次教育基本振興基本計画を教育大綱とする提案、また、働き方改革のペーパー、虐待から子供たちを守るという先生方へ出した研修資料、これらを発出させてもらった。

最後にもうひとつ提案ですが、いじめ防止基本計画というものが教育委員会に承認していただき動いているが、いじめ防止基本計画は市町村が策定することが努力目標となっている。案として、岐南笠松両町に基本方針を作ることで委員会を開いて本年度中に整えたい、その提案をさせていただきたい。

◎教育長 その他何かございますか。

◎久納委員 議事録の書き方が統一されていない。

発言の内容が無かった月があったりして、外部からの指摘があるといけないので、統一された方がいいのではないかと、何か指摘があった時にいいかなと。

◎林委員 何も意見がないのですかという話を聞いたことがある。

◎教育長 作成者により書き方が変わっていた。委員の質問をQUESTIONにするなど。今後気を付ける。

資料が平成31年度、令和元年にかわっていないものがあるかもしれない、あれば早く直します。

◎教育長 以上をもちまして、令和元年(第4回)定例教育委員会を閉会いたします。

【午前10時15分 閉会】

教育長 宮脇恭顯